

法第 4 8 条（用途地域）

## 第一種低層住居専用地域内の集会場

町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区内住民の社会教育的な活動あるいは自治活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する建築物であって、当該地区外から一時に多数の人又は車が集散するおそれのないものは、法別表第 2（い）欄の第 4 号の「その他これらに類するもの」に該当するものとみなす。